

愛知県文化財保護条例施行規則等を廃止する規則について

このことについて、愛知県文化財保護条例施行規則等を廃止したいので、別添案を添えて請議します。

令和2年3月25日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、あいち朝日遺跡ミュージアムの設置、管理及び廃止に関すること及び文化財の保護に関することが知事に移管するため、関係する規則を廃止する必要があるからである。

愛知県文化財保護条例施行規則等を廃止する規則の概要

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う関係規則の廃止。

2 理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例及び愛知県局設置条例の一部を改正する条例（令和 2 年愛知県条例第 21 号）の一部改正が行われ、あいち朝日遺跡ミュージアムの設置、管理及び廃止に関する事及び文化財の保護に関する事が知事に移管するため、関係する規則を廃止する必要がある。

3 内容

あいち朝日遺跡ミュージアムの設置、管理及び廃止に関する事及び文化財の保護に関する事が知事に移管することに伴い、次の規則を廃止する。

- (1) 愛知県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年愛知県教育委員会規則第二号）
- (2) 愛知県銃砲刀剣類登録審査委員の定数等に関する規則（平成十二年愛知県教育委員会規則第十四号）
- (3) 愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正する規則（令和元年愛知県教育委員会規則第十号）

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

愛知県文化財保護条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県文化財保護条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 愛知県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年愛知県教育委員会規則第二号）
- 一 愛知県銃砲刀剣類登録審査委員の定数等に関する規則（平成十二年愛知県教育委員会規則第十四号）
- 二 愛知県社会教育施設管理規則の一部を改正する規則（令和元年愛知県教育委員会規則第十号）

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。